境港管理組合の役務の調達で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号の規定により随意契約を行う見込みがあるものについて、境港管理組合会計規則（昭和 39 年管理組合規則第１号）第 112 条の３第１項第１号の規定により、次のとおり公表する。

令和８年８月１０日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

１　調達する役務
令和８年度　弥生緑地維持管理業務委託（除草）

２　業務内容及び実施場所
境港管理組合が管理する港湾緑地内の除草作業及び集草、運搬処分する作業

業務委託の場所　弥生緑地（境港市弥生町）の東側一部（米川以東の約 1,200m2）

３　調達の理由
緑地内の除草を定期的に実施し、緑地の適正な環境を維持することにより、住民の快適な緑地の利用を図る。

４　契約予定時期
令和８年９月１日

５　委託期間
令和８年９月１日から令和８年１１月３０日まで

６　問合せ先
鳥取県境港市大正町 215 番地
境港管理組合 港湾管理委員会事務局 総務課　担当：渡邉　健志
工務課　担当：坂田　達彦
電話：０８５９－４２－３７０５　ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５９－４２－３７３５